

提言

21世紀の
国防構想
と
憲法改正

日本維新の会
憲法改正調査会
安全保障調査会

提言

21 世紀の国防構想と憲法改正

令和 7 年 9 月 18 日

日本維新の会

憲法改正調査会

安全保障調査会

目次

第 1 部 現状認識.....	3
第 1 章 我が国を取り巻く安全保障環境.....	3
第 2 章 戦後の残滓	5
第 3 章 危機の 30 年.....	7
第 4 章 日米同盟への新たな要請	8
第 2 部 21 世紀の国防構想と憲法改正	11
第 1 章 実力から戦力へ～憲法 9 条改正と国防条項の充実～	12
第 1 節 憲法 9 条と二つの乖離	12
第 2 節 憲法 9 条改正と国防条項の充実	17
第 2 章 安定的な日米同盟の構築～日米安全保障条約改定と相互防衛義務～.....	21
第 1 節 相互防衛義務及び条約区域	21
第 2 節 米国の同盟における相互防衛義務及び条約区域.....	22
第 3 節 21 世紀の日米同盟	25
第 3 章 海洋国家連合と四海同盟（日米豪比同盟）	28
第 1 節 海洋国家連合	28
第 2 節 四海同盟（日米豪比同盟）	29
第 3 部 おわりに.....	31

第1部 現状認識

第1章 我が国を取り巻く安全保障環境

本年は、戦後 80 年。1947 年の日本国憲法施行から、78 年。1954 年の自衛隊創設から、71 年。我が国を取り巻く安全保障環境は、分岐点を迎えようとしている。

海洋国家たる我が国¹は、ほぼ 100%の物流及び貿易を海運に依拠し、自由で開かれた国際秩序こそが国益に直結する。他の海洋国家も同様であり、これら海洋国家は、「シー・パワー」として、国際公益への志向を共有している。

国際公益を共有する国々が存在する一方、我が国は、力による現状変更を厭わない核保有国に囲まれると同時に、それらの国々による領海侵入及び領空侵犯が相次いでおり、我が国の抑止力の増強及び日米同盟の深化が喫緊の課題となっている。

特に、中国は昨今、我が国への領海侵入及び領空侵犯を繰り返し、軍事活動を活発化させており、我が国の安全に深刻な影響を及ぼし得る状況にある。このような中国の活動は、東シナ海のみならず、南シナ海、太平洋及びインド洋にわたって拡大しており、自由で開かれた国際秩序を志向する国々への深刻な脅威となっている。

また、大陸間弾道ミサイル（ICBM）等の兵器体系及び軍事技術の進化に加え、ドローン及びサイバー等の非対称的な兵器体系の出現による安全保障環境の変化は著しい。

北朝鮮は、核兵器及び大陸間弾道ミサイル（ICBM）の開発を拡大していることに加え、日本海に向けて弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、我が国の安全保障に深刻な脅威を及ぼし続けている。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略（2022 年）以来継続しているロシア・ウクライナ間の戦争に際し、ロシア及び北朝鮮は、「日朝友好善隣協力条約」（2000 年締結）を深化させた「日朝戦略的パートナーシップ条約」（2024 年締結）²によって、相互防衛義務を有する軍事同盟となった。その後、北朝鮮は軍を派遣し、同戦争に参戦している。本事案は、極東と欧州の安全保障が密接不可分な時代が到来したことを如実に物語っている。このよ

¹ 我が国の国土面積は、約 38 万 km² で世界第 61 位。しかし、排他的経済水域（EEZ）と領海を合わせた面積は約 447 万 km² で世界第 6 位（海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第 8 位）。

² 「日朝戦略的パートナーシップ条約」は、「双方のうち、一方が個別的な国家、または複数の国家から武力侵攻を受けて戦争状態に瀕する場合、他方は国連憲章第 51 条と朝鮮民主主義人民共和国とロシア連邦の法に準じて遅滞なく自国が保有している全ての手段で軍事およびその他の援助を提供する。」と定めている。

（英訳：In case any one of the two sides is put in a state of war by an armed invasion from an individual state or several states, the other side shall provide military and other assistance with all means in its possession without delay in accordance with Article 51 of the UN Charter and the laws of the DPRK and the Russian Federation.）

うな安全保障環境は、ロシア帝国が中央アジア内陸部から極東及びインド方面へと膨張し、極東と欧州の安全保障が密接不可分として認識され、1902年に日英同盟を締結した時代を彷彿とさせる。

また、2024年5月、中国及びロシアは、首脳会談において「新時代のための中露包括的戦略パートナーシップの深化に関する共同声明」³を採択し、「激動し変化する世界秩序に直面する中、中露関係は、国際情勢の変遷という試練に耐え、安定性と強靱性を示し、現在、歴史上最高のレベルにある。」⁴と謳い、軍事的連携も深めている。このような状況は、「中露協商」⁵とも評されている⁶。

さらに、中国及び北朝鮮は、「中朝友好協力相互援助条約」（1961年締結）において、自動参戦条項（相互防衛義務）を定めている軍事同盟の関係にある⁷。

このような複雑化した安全保障環境下、中朝同盟、露朝同盟及び中露協商によって連携を深めている大陸側の国家群の脅威に対し⁸、我が国が自国の安全を自国のみで守ることは不可能である。我が国の有事には、他国の支援が必要である。それは他国も同様であり、極東の戦略的安定を図るためには、他国も我が国の支援を必要としている。実際、豪州、フィリピン及び英国との円滑化協定（RAA）は、自衛隊及び各国軍が相互に頻繁に往来することの証左であり、相互の連携強化が着実に進んでいる。

第二次世界大戦後、極東及び西太平洋地域の安全保障を担ってきたのは、米国の圧倒的な政治力、軍事力及び経済力であり、日米同盟、米韓同盟、米華同盟（現在は米国の台湾

³ 英訳：A Joint Statement on Deepening the China-Russia Comprehensive Strategic Partnership of Coordination for the New Era

⁴ 英訳：Facing a turbulent and changing world order, China-Russia relations have withstood the test of international vicissitudes, demonstrating stability and resilience, and are now at their best level in history.

⁵ 「同盟」（Alliance）と似た概念に、「協商」（Entente）がある。「協商」は、締約国が互いに協力し、理解を深める外交上の合意であって、集団防衛体制は不在である。「同盟」は堅固な集団防衛体制であり（必ずしも条約に基づくわけではない）、「準同盟」は有事における事態対処協力が制度化されていない安全保障協力であり、「協商」は国際政治における相互の戦略的理解又は協力姿勢であると言える。歴史的には、19世紀末から20世紀前半に勢力圏調整のツールとして使用され、仏露協商、英仏協商、英露協商、三国協商などが存在した。

⁶ Stokes, J., Wright, E., & Schochet, N. (2024, September 26). The China-Russia Entente in East Asia: Contending with Authoritarian Partnership in a Critical Region.

⁷ 中朝友好協力相互援助条約第2条

両締約国は、共同ですべての措置を執りいずれの一方の締約国に対するいかなる国の侵略をも防止する。いずれか一方の締約国がいずれかの国又は同盟国家群から武力攻撃を受けて、それによって戦争状態に陥ったときは、他方の締約国は、直ちに全力をあげて軍事上その他の援助を与える。

⁸ 2025年1月17日、ロシア及びイランは、「イラン・ロシア包括的戦略パートナーシップ条約」を締結。集団防衛体制を定めた条項がないため軍事同盟とは言えず、同条約第3条は「いずれかの締約国が侵略を受けた場合、他方の締約国は、侵略の継続に寄与するような軍事的その他の援助を侵略国に提供してはならず、生じた対立が国連憲章及び他の適用可能な国際法の規則に基づき解決されるよう支援する。」と定めていることから、一種の中立条約の類と言えるが、第5条で軍事協力、第23条で原子力協力を謳っており、両国の軍事面及び核兵器開発での連携が進展することが想定される。

関係法)、米比同盟、米泰同盟及び ANZUS 同盟 (米豪 NZ 3 ヶ国同盟) といった太平洋同盟網である。特に、日米安全保障条約第 6 条 (極東条項) において「極東 (日本及びその周辺、韓国、台湾及びフィリピン以北)」⁹の安全のために在日米軍基地の使用を認めている日米同盟は、極東の安全保障の礎石である。

しかし、第二次世界大戦後に「パックス・アメリカナ」 (米国による平和の時代) を築いた米国も、その経済規模は世界経済の 4 分の 1 にまで縮小し、国内には孤立主義的傾向が芽生え始めている。

そうであればこそ、我が国を始めとする極東及び西太平洋地域の安全保障を米国と共に担ってきた国々は、地域における平和への責任について、より一層大きな分担をしつつ、米国のコミットメントを確実なものにせねばならない。

国連安全保障理事会常任理事国であるロシアがウクライナに対する侵略国となり、中国が台湾等に対して力による現状変更を企図しているという状況は、国連憲章 1 条、41 条及び 42 条等の定める国連の集団安全保障体制が機能し得ないことの証左である。その場合、国連憲章 51 条が定める個別的自衛権及び集団的自衛権しか依拠するものがないというのが現実の安全保障環境である。

我が国は、その現実を直視し、戦略的に覚醒せねばならない。

第2章 戦後の残滓

中国に対する抑止力強化の観点から、我が国防衛力の南西シフトは着実に進捗しており、より一層の拡充が必要である。同時に、我が国の防衛力を補完する存在として、南西諸島における米軍の存在は、一層重要性を増している。

一方、戦後 80 年経ってなお、沖縄を始めとする当時の占領地域は未だに在日米軍基地として使用され、その 70% が沖縄に集中し、過度な負担が継続している。特に、米軍関係者が刑法犯として検挙された件数と人数は、昨年、過去 20 年で最多となった。

米国占領時代の影響の残存は、陸域のみならず、海域、空域及び電波領域にも存在する。

我が国周辺で米軍が管理する海域は、本土周辺に 19 ヶ所、沖縄周辺に 27 ヶ所存在する¹⁰。本土周辺の 19 海域のうち、我が国領海内で日米地位協定第 2 条第 1 項(a)に基づき米軍が管理する海域たる「提供水域」は 15 ヶ所、公海上の「指定水域」は 4 ヶ所存在している。沖縄周辺の 27 海域のうち、我が国領海内で日米地位協定第 2 条第 1 項(a)に基づき

⁹ 昭和 35 年 2 月 26 日政府統一見解

¹⁰ 防衛省調べ (令和 7 年 9 月時点)

米軍が管理する海域たる「提供水域」は 26 ヶ所、公海上の「指定水域」は 1 ヶ所存在している。これらのうち、本土周辺に位置する佐世保海軍基地の提供水域については、長崎県及び佐世保市から返還要請がなされている。また、沖縄周辺に位置するマイク・マイク訓練区域及びホテル・ホテル訓練区域については、沖縄県等から特段の返還要請は行われていないものの、漁業者から米軍訓練時間外の時間帯における漁業目的の使用について要請がなされている。

在日米軍司令部が所在する東京都多摩地域中部の横田基地周辺の空域において米軍が航空管制権を行使する「横田空域」¹¹は、我が国領土を横断するほど広大であり、首都圏の空域に継続して大きな影響を与えている。具体的には、新潟県から東京西部、伊豆半島、長野県まで 1 都 9 県にまたがって広がり、高度は 12,000 フィート（約 3,700m）から最高 23,000 フィート（約 7,000m）にまで上る。横田空域内には、米空軍の横田基地に加え、航空自衛隊入間基地及び海上自衛隊厚木航空基地等の飛行場が存在している。

また、山口県岩国市に所在する岩国基地周辺の空域において米軍が航空管制権を行使する「岩国空域」¹²は、広島県、山口県、島根県及び愛媛県の 4 県にまたがって広がり、高度は約 4,300m から約 7,000m にまで上る。

電波領域については、自衛隊は、使用周波数帯に関する米軍との競合により、部隊に対して十分な周波数帯を配当できない等、防衛装備品本来の性能発揮に制約を受けている状況がある。

米国による我が国占領時代に開始された米軍による我が国領域の管理が、戦後 80 年経過した現在も継続していることは、我が国の独立国としての権能に大きな疑問を投げかけざるを得ない。

¹¹ 正式名称は横田進入管制区（通称：横田 RAPCON（Radar Approach Control））

¹² 正式名称は岩国進入管制区（通称：岩国 RAPCON（Radar Approach Control））

第3章 危機の 30 年

第一次世界大戦と第二次世界大戦の両大戦間の国際政治は、「危機の 20 年」¹³とわれ、前半 10 年をリベラリズムが支配し(国際連盟の創設等)、後半 10 年をリアリズムが支配した¹⁴。その教訓は、平和の最中でもリアリズムを忘れてはならないという点である。

冷戦後の世界は、「危機の 30 年」であったと言えるのではないか。即ち、前半の約 15 年は国際政治におけるリベラリズムと楽観主義が支配し、後半の約 15 年はリアリズムが支配している¹⁵。

具体的には、ソビエト連邦崩壊に始まる冷戦後から 2000 年代後半までの期間は、国連平和維持活動（PKO）の増加等に見られる国連の活動範囲の拡大や、ロシアの G7 参加による G8 への発展、中国の世界貿易機関（WTO）加盟等、国際社会の多国間システムへの信頼の高まりに加え、自由主義及び民主主義の拡大が当然のように議論の前提とされていた。

一方、2010 年代前半から現在までの期間は、ロシアのクリミア半島併合や、中国の軍事力を背景とした東シナ海、南シナ海、太平洋及びインド洋における海洋進出の拡大、台湾海峡における緊張の高まり、ロシアのウクライナ侵略等が発生している。特に、2023 年、米中央情報局（CIA）長官が、「中国の習近平国家主席が、人民解放軍に対し、2027 年までに台湾侵攻の準備を整えるよう命じたというインテリジェンスを把握している」と明らかにしたことは、我が国の安全保障にとって、重大な指摘である¹⁶。このように、リベラルな国際秩序が後退し、リアリズムが国際政治を支配しているのが現在である。

「平和安全法制」¹⁷が成立・施行され、限定的な集団的自衛権の行使認が可能となった 2010 年代中頃の時期は、「危機の 30 年」において、世界がリベラリズムからリアリズム支

¹³ 「危機の 20 年」とは、次に述べる特徴的な時代のことである。「1919 年から 1939 年までの 20 年間に及ぶ危機は、それ独自の特徴があった。最初の 10 年の夢想的な願望から次の 10 年の容赦ない絶望へ、すなわち現実をあまり考慮しなかったユートピアから、ユートピアのあらゆる要素を厳しく排除したリアリティへと急降下するところにその特徴があった。」(E.H.カー (1945)、『危機の二十年 — 理想と現実』、岩波文庫。)

¹⁴ E.H.カー (1945)、『危機の二十年 — 理想と現実』、岩波文庫。

¹⁵ 細谷雄一 (2023)、『『危機の 30 年』における国際秩序の変遷』、『外交』Vol.78, pp.106-115。

¹⁶ ウィリアム・バーンズ米中央情報局（CIA）長官 (2023)。「Watch: Trainor Award Ceremony Honoring CIA Director William J. Burns」, Georgetown University School of Foreign Service.
<https://isd.georgetown.edu/2023/02/09/watch-trainor-award-ceremony-honoring-cia-director-william-j-burns/> (参照 2025-08-30)。

¹⁷ 第三次安倍内閣において、2015 年 9 月に成立した安全保障関連法制。2014 年の「集団的自衛権行使の限定容認」に関する閣議決定を受けて、これを法制度として整備したもの。存立危機事態への対処や米軍への支援拡大等を定めた、自衛隊法等の既存 10 法を改正する「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(平和安全法制整備法)と、国際的な協力支援活動を恒久的に可能とする「国際平和支援法」から成る。

配へと転換し始めた時期である。それから 10 年が経過し、国際社会の安全保障環境は、より力が支配する状況へと激変している。したがって、我が国の防衛体制の大胆なアップグレードが必要となっている。

現在、「危機の 30 年」に直面している我々は、平和の最中でもリアリズムを忘れてはならないという、「危機の 20 年」の教訓を今一度思い出すべきである。

「平和を望むなら、戦争に備えよ」という古代ローマの格言がある。我が国日本は、「自立した国家」として、自らの足で立って日米同盟を支え、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。日本には、そのような覚悟が必要だ。安全保障環境の変化に即応し、「国民をどう守るか」「我が国の平和と独立をどう守るか」というリアリズムに立った視座が不可欠である。

第4章 日米同盟への新たな要請

日米同盟は、北大西洋条約機構（NATO）に加え、最も緊密かつ高度に制度化された軍事同盟の一つである。しかし、1960 年に成立した新・日米安全保障条約に基づく現在の日米同盟は、我が国の施政の下にある領域のみを集団防衛の対象としている（日米安全保障条約第 5 条）。日本は、米国を守らない。NATO のように、集団防衛体制を確立した「一心同体」（one for all, all for one）の精神とは真逆である¹⁸。

その理由としては、旧・日米安全保障条約（1951 年締結）及び新・日米安全保障条約（1960 年改定）の交渉経緯によれば、①敗戦国日本及び戦勝国米国という厳然たる力の差がある者同士の同盟関係であったことや、②軍事力喪失後の回復途上にあるという現実的な能力の問題、③憲法 9 条 2 項の軛の問題が挙げられている¹⁹。

結果として、現在の日米安全保障条約は、我が国の基地提供義務（施設という「物」を提供する義務）及び米国の日本防衛義務（軍隊という「人」を提供する義務）という「物と人との協力」であり、「非対称的双務性」を特徴としている。これは、平時には我が国の負担が大きい一方、有事には米国の負担が増加するという特徴を有している。

しかし、既に戦後 80 年。我が国は、復興と経済成長を果たし、一敗戦国から、自由主義社会のリーダー国に成長した。

¹⁸ Stoltenberg, Jens (2024, July 9). Speech by NATO Secretary General Jens Stoltenberg at the NATO 75th Anniversary Celebratory Event in Washington. https://www.nato.int/cps/en/natohq/opinions_227396.htm

¹⁹ 坂元一哉（2020 年）．『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索〔増補版〕』．有斐閣．

米ソ冷戦を経て、湾岸戦争、テロとの戦い、米アフガニスタン戦争、米イラク戦争、東日本大震災での「トモダチ作戦」等、共に多くの危機を乗り越え、敗戦国日本及び戦勝国米国という関係から、信頼する同盟パートナーへと進化した。

我が国の防衛力に関する戦略概念は、「所要防衛力構想」から、「基盤的防衛力構想」、「多機能弾力的防衛力」、「動的防衛力」、「統合機動防衛力」、「多次元統合防衛力」へと進化し、拡充された²⁰。また、それを支える防衛費についても、防衛費 GDP 比 1% 枠という不合理な軛を解放し、2027 年度には GDP 比 2% となる。（尚、国際安全保障環境の悪化に鑑み、NATO は、防衛費 GDP 比 2% 目標（2014 年に設定）を 2025 年に達成する見込みであることを発表した上で、2035 年までの防衛費 GDP 比 5% 目標（防衛費 GDP 比 3.5% 及びインフラ整備等の国防関連費用の GDP 比 1.5% の合計）に合意した²¹。）

昨今米国は、日米同盟の「非対称的双務性」を疑問視する傾向を強めており、同盟の安定性という観点から、憂慮すべき事態である。米国は、我が国に対し、日米同盟における相互防衛義務、即ち「対称的双務性」という「人と人との協力」を求め始めている。

最早、「基地を貸しているから米国に守ってもらえる」という鼓腹撃壤の甘えは通用しない。戦後 80 年にわたる日米の歩みを経て、米国の対日警戒心は完全に消失し、米国はより対等な立場での日本の協力を求めている。自国の生き死にの問題は、自己で責任を取る覚悟がなければ、同盟国として信用されない。共に戦う仲間が必要なら、生き死にを共にする覚悟がなければ信用されないのが、国際社会の現実である。

特に、台湾有事の際に前線に立たされるのは、台湾、日本及びフィリピンである。台湾有事となれば、台湾周辺は戦域となり、同一戦域に南西諸島が含まれることは免れ得ない。尖閣諸島での事態も連動する可能性がある。南シナ海の封鎖が想定されることから、シーレーンは途絶し、我が国経済に甚大な影響が及ぶことは確実であろう。また、日米安全保障条約第 6 条（極東条項）に基づき、在日米軍基地は台湾有事に使用される。さらに、中国、北朝鮮及びロシアの軍事活動が連動し、北朝鮮による日本海方面への弾道ミサイル発射に加え、ロシアによる北方での我が国領海侵入、領空侵犯又は軍事演習が生起することが想定される。

「台湾有事は日本有事」たる所以である。

中国が台湾に橋頭堡を築いた場合、中国が現在保有する「接近阻止・領域拒否（A2/AD）」能力を考慮すれば、日米は、台湾周辺海域における制海権及び制空権を得ることが二度と叶わなくなる²²。このような事態は、海洋国家として生存及び繁栄を図らねば

²⁰ 千々和泰明（2022 年）．『戦後日本の安全保障 ― 日米同盟、憲法 9 条から NSC まで』．中央公論新社．

²¹ NATO（2025）．「Defence expenditures and NATO's 5% commitment」．

https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_49198.htm（参照 2025-09-14）．

²² 2021 年 6 月 15 日 米国上院軍事委員会におけるクリスティーン・ウォーマス米陸軍長官の答弁

ならない我が国にとり、致命的である。また、与那国島から目と鼻の先にある台湾島（111km、東京～熱海間に相当）が中国の最前線となり、我が国自衛隊は、現在とは比較にならない人員を南西諸島に振り向ける必要性が生じる。

このように、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も複雑かつ厳しい。同盟又は協商関係にまで連携を深める中朝露に対して、現在の日米同盟のかたちのみによって必要十分な抑止力を保持することは、限界を迎えているのである。実際、日米同盟における相互防衛義務の要請の高まりに加え、インド太平洋地域を担当した元米国国防省高官等からも、21世紀における中国の膨張に対する真の抑止力を確保するためには、単なる二国間軍事同盟を超えて、西太平洋地域を包括的に対象とする4ヶ国（日米豪比）による集団防衛の必要が述べられるようになった²³。

Senator Hawley: Along those same lines, Madam Secretary, when you and I visited last month you highlighted — and I thought this was really good — one of the things you said was that China would like to pull off a *fait accompli* because it would be much harder for us to dislodge them from Taiwan than to stop them from getting to Taiwan in the first place. Can you just elaborate on that? I thought that was such a crystal-clear explanation of the dangers of the *fait accompli* scenario. So can you just elaborate on that a little bit?

Secretary Wormuth: Yes, Senator. Happy to do that. You know, essentially given the anti-access area denial capabilities that China now possesses, if they are able to achieve a lodgment on Taiwan, we will not have the kind of air superiority, for example, that we have had in things like the Gulf War in the last 20 years. And so it will be much harder to essentially eject Chinese forces from Taiwan once they land there than it would be to stop them coming across the straits to begin with. Now I am not saying it is impossible to dislodge them, but it would be extremely difficult.

²³ Ely Ratner (2025). 「The Case for a Pacific Defense Pact — America Needs a New Asian Alliance to Counter China」. *Foreign Affairs*, July/August 2025.

第 2 部 21 世紀の国防構想と憲法改正

戦後 80 年を経て、我が国国内の状況、同盟国たる米国の状況及び国際社会の安全保障環境の変化に鑑み、我が国の抑止力の増強及び日米同盟の深化の観点から、我が国の国防構想を新たな次元へと進めるときが到来している。

「永遠の同盟というものはなく、永遠の敵というものもない。国益のみが永遠であり、追求する責務を負うものである」という英国パーマストン首相の言葉通り、国際社会の外部環境が変化すれば、我が国の内部構造たる「防衛体制」も変化し、新たな「**防衛構想**」が必要となる。また、内部と外部を接続する役目を果たす「安全保障協力（同盟体制含む）」も変化し、新たな「**同盟構想**」が必要となる。結果、これらを総合した全体としての「国防体制」を転換するため、新たな「**国防構想**」が必要となることは自明である。

我が国の国防構想は、①自主防衛（我が国の防衛）、②日米同盟（集団防衛）、③地域の安全保障協力（同志国連携）、④国連集団安全保障体制の 4 層構造から成立している。

内部構造としての防衛体制は、憲法及び財政に規律される。

内部構造及び外部環境の接続としての安全保障協力（同盟体制含む）は、日米同盟を核としつつ、同盟の拡大、同志国連携の深化といった形式が考えられる²⁴。

したがって、日本維新の会は、我が国の自律的な防衛力の増強、日米同盟の深化並びに新時代における同盟及び安全保障協力の拡大を行うための施策を実行する。同時に、抑止力の実効性を向上させながら、自衛隊との共同使用等を通じて我が国における米国占領時代の残滓としての基地負担を軽減させ、「自立した国家」としての歩みを進める施策を実行する。

具体的には、21 世紀の国防構想として、以下の 3 点を目指す。その詳細は、第 1 章以降で述べる。

1. 憲法 9 条 2 項削除及び国防条項の充実
2. 日米安全保障条約改定による相互防衛義務の設定
3. 海洋国家連合及び四海同盟（日米豪比同盟）の締結

²⁴ 昨今の国際安全保障環境の悪化に伴い、多国間連携（Multilateral）ではなく、同志国連携（Minilateral）が進展している。同志国連携（Minilateral）とは、二国間（bilateral）と多国間（multilateral）の中間に位置する形態である。国連、世界貿易機関（WTO）及び G20 等の大規模な多国間連携の枠組みが機能不全に陥る中、少数の参加国による実効性の高い政策協力とされている。

第1章 実力から戦力へ～憲法 9 条改正と国防条項の充実～

日本国憲法 9 条

1 項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第1節 憲法 9 条と二つの乖離

憲法 9 条を巡る問題には、「二つの乖離」がある。一つは、「安全保障環境との乖離」。もう一つは、「国際法環境との乖離」である。

(1) 安全保障環境との乖離

我が国にとり、21 世紀における最大の外部環境の変化は、中国の台頭及び外洋への進出である。その範囲は、東シナ海、南シナ海、太平洋及びインド洋にわたって拡大しており、これら 4 つの海が、直接的に戦略環境の変化に晒されることとなる。我が国単独でこれら大洋の自由で開かれた国際秩序を確保することは当然不可能であり、日米同盟単独で可能なものでもない。

第二次世界大戦後、これら 4 つの海は、米国を核とする「ハブ・アンド・スポークス」型の軍事同盟によって秩序を維持してきた。日米同盟に加え、米韓同盟、米華同盟（現在は米国の台湾関係法）、米比同盟、ANZUS 同盟（米豪 NZ 3 ヶ国同盟）である。半島国家たる韓国を除き、これらは全て海洋国家である。いわば 4 つの海にまたがる「シー・パワー」の同盟によって秩序が保たれてきた。

これらは、米国を核とするものの、米国のカウンターパートである各国の連結性は制度化されていない。したがって、米国は、4 つの海において緊密な二国間関係を構築することに努めてきた過去を超えて、近年は、よりネットワーク化されたアプローチを追求し、米国の同盟国同士の緊密な連携を促してきた。要するに、二国間の「ハブ・アンド・スポークス」型の同盟網から、複数国による「格子状」の安全保障協力（同盟ではない）に発展させてきた。これには、我が国が提唱して成立した日米豪印の安全保障協力である「QUAD」（Quadrilateral Security Dialogue／日米豪印戦略対話）も貢献している。

また、我が国は、豪州、フィリピン及び英国との円滑化協定（RAA）を締結し、防衛協力を深化させている²⁵。円滑化協定を締結するということは、自衛隊及び各国軍が互いの国を頻繁に訪問している証左であることから、「準同盟」とも言われる場合がある。

「軍事同盟」と「軍事同盟未満」の違いは、有事における事態対処協力が制度化されているか否かという点にある。したがって、我が国との防衛協力が深化しているこれらの国々とは、自衛隊及び各国軍との間で共同演習を行ってはいるものの、実際の有事における事態対処協力については、あくまで非公式な認識に留まっていると言える。

21世紀に拡大する4つの海における戦略環境の変化に対して万全の備えを行うためには、これらの取組みを更に発展させ、より強固な連結性を確保することが必要である。具体的には、我が国の自律的な防衛力の増強に加え、日米同盟の深化及び新時代における軍事同盟の拡大を行う必要がある。それによって、21世紀の勢力均衡（バランス・オブ・パワー）を構築し、4つの海にわたる国際秩序の安定を図ることが可能である。

また、習近平国家主席指導下の中国は、台湾併合の野心を隠さない。前述のとおり、台湾有事の際、日本及びフィリピンの領域は、戦域となることを免れ得ない。中国人民解放軍は強大化しており、米国に加え、日本、フィリピン、豪州等の米同盟国の国々が連合して事態対処することが想定される。日米豪比等の米同盟国総司令部は、台湾有事の総指揮を執る米インド太平洋軍司令部が所在するハワイに置かれることになるであろう。そのような万一の事態に備えるためにも、また、当該事態の発生を抑止するためにも、日米豪比等による防衛協力の深化が不可避である。

これらを達成するためには、現在の政府解釈である「集団的自衛権行使の限定容認」では不十分であり、「集団的自衛権行使の全面容認」が不可欠である。

²⁵ 「軍事同盟未満」の防衛協力を制度化する方策として、主に以下の4つが挙げられる。

①円滑化協定（RAA: Reciprocal Access Agreement）

②物品役務相互提供協定（ACSA: Acquisition and Cross-Servicing Agreement）

③情報保護協定（ISA: Information Security Agreement。その中でも、軍事情報に特化したものは「軍事情報包括保護協定」（GSOMIA: General Security of Military Information Agreement）という。軍事に加えて警察、公安及び海上保安情報等を含むものは「情報包括保護協定」（GSOIA: General Security of Information Agreement）という。）

④防衛装備品・技術移転協定（Agreement concerning the Transfer of Defense Equipment and Technology）

(2) 国際法環境との乖離

パリ不戦条約及び国連憲章により、国際社会において「戦争」即ち「侵略戦争」(war of aggression)は違法化され²⁶、また、「国際紛争解決のための及び政策の手段としての戦争は放棄 (renounce)」され²⁷、「武力不行使原則」が定められている²⁸。

憲法 9 条 1 項は、まさにこの国際法をそのまま記載したものであり、国際社会の現実に即しており、国連憲章の理念そのものであると言える。したがって、憲法 9 条 1 項は特段の問題がなく、改正は不要である。

一方、憲法 9 条 2 項は、国際法から大きく乖離している。

我が国の戦後の安全保障に関する憲法論議は、自衛権は国家の固有の権利であるという性質を脇に置き、9 条 2 項前段の「戦力」²⁹という文言の解釈を巡る「必要最小限度論か、芦田修正論か」という神学論争に終始してきた³⁰。9 条 2

²⁶ 憲法 9 条 1 項の「戦争」とは、「侵略戦争」(war of aggression)のことである。戦争には、「侵略戦争」と「自衛戦争」の 2 種類あり、侵略戦争又は侵略行為 (act of aggression)は禁止されている【国連憲章第 1 条及び第 7 章】。また、国際紛争解決のための及び政策の手段としての戦争は、放棄 (renounce) されている【パリ不戦条約第 1 条】。憲法 9 条 1 項は、「侵略戦争」の放棄を謳っているのであって、我が国が主権国家として「自衛戦争」は放棄していないことは自明である。

²⁷ 国際紛争解決 (settlement of international disputes) の手段は、平和的手段 (peaceful means) でなければならない【国連憲章第 1 条】。

²⁸ 現代の国際法では武力による威嚇 (threat of force) 及び武力行使 (use of force) は禁止されている (武力不行使原則)【パリ不戦条約第 1 条及び国連憲章第 2 条第 4 項】。武力行使の例外は、国連安全保障理事会が侵略であると認定した行為に対する国連の枠組みでの武力行使 (集団安全保障) とされている【国連憲章第 1 条〈目的〉 (collective measures for the prevention and removal of threats to the peace,) 及び第 42 条〈軍事的措置〉 (take such action by air, sea, or land forces as may be necessary to maintain or restore international peace and security)】。主権国家には、固有の権利としての個別的自衛権及び集団的自衛権 (the inherent right of individual or collective self-defense) の行使が認められており、仏語では「droit naturel」(自然権)と記述される【国連憲章第 51 条】。

²⁹ 9 条 2 項は、「陸軍」、「海軍」、「空軍」及び「その他」の戦力を保持しないとしている。「戦力」(war potential)とは、「国権の発動たる戦争」を行う能力のことをいう。

³⁰ 「芦田修正」とは、立法過程における事実としては、帝国憲法改正案委員小委員会の芦田均委員長が、GHQ 草案を踏まえて日本政府が作成した「憲法改正草案」に挿入した、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」(第 1 項) 及び「前掲の目的を達するため、」(第 2 項)を指す。しかし、一般に 9 条解釈上の「芦田修正」という場合には、「前項の目的を達するため」を 9 条 1 項の定める「国際紛争を解決する手段としての戦争 (及び武力による威嚇又は武力の行使) = 侵略戦争」を放棄するため、と限定的に解釈し、それ以外の戦争その他の武力の行使 (即ち、自衛戦争や集団的安全保障のための武力の行使) のためであれば「戦力」は保持し得る、と解釈する見解を指す。この見解を唱える解釈学説はあるが、政府解釈においてはこれまで採用されたことはない。

項後段の「交戦権」については、国内法的には、自衛権に基づきほぼ同様の措置を行うことができると解釈されており、確認規定に過ぎないと言える³¹。

戦後直後の 1947 年の日本国憲法施行時、我が国政府は、連合国に対して国体護持（天皇制維持）を担保させる代わりに「**戦力不保持**」という解釈を採用。1950 年の警察予備隊創設を経て、1952 年の我が国の主権と独立の回復時に、「戦力」の解釈として「**近代戦争遂行能力説**」を採用し、警備隊（海上自衛隊の前身）と保安隊（陸上自衛隊の前身）を合憲であると説明した。

その後、1954 年の自衛隊創設に際し、政府は「**近代戦争遂行能力説**」から「**必要最小限度論**」に説明を変更し、自衛隊は合憲とされた。その際、「必要最小限度」の具体的な当てはめ基準として、国際法上の概念である「個別的自衛権」と「集団的自衛権」といった概念を持ち出し、個別的自衛権の範囲であれば必要最小限度の範囲内で合憲、集団的自衛権はその範囲外で違憲との説明をする（「**集団的自衛権違憲論**」）に至って、国際法環境の現実からは乖離した解釈を採用してきた。

その後 60 年を経て、故安倍晋三総理大臣は、2008 年の『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』（第一次安保法制懇）及び 2014 年の『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』（第二次安保法制懇）の報告書を受け、「**集団的自衛権行使の限定容認**」³²へと政府解釈を変更。これは歴史的な英断であった。

しかし、本来、二つの安保法制懇報告書は、憲法 9 条 2 項について「**芦田修正論**」の採用による**集団的自衛権行使の全面容認**を提言していた。したがって、当

³¹ 交戦権(right of belligerency)は、(宣戦布告に基づいて)戦いを交える権利それ自体と解する限りは、既に違法化され、この概念自体存在し得ないものとも言える（9 条 1 項で「侵略戦争」を否定しているため、「交戦権」という概念自体存在し得ず、「国の交戦権は、これを認めない」との記述によって確認規定として明示しているに過ぎないとも言える）が、これを交戦国が国際法上有する種々の権利の総称（相手国兵力の殺傷と破壊、相手国領土の占領などの権能を含む）と解するのが一般的な解釈であり、また、政府解釈でもある。

³² 「集団的自衛権行使の限定容認」とは、従来の武力攻撃事態に加えて、存立危機事態においても自衛権の発動を認めるとした政府見解の変更を指す。2014 年に政府が「自衛権発動に関する新たな 3 要件」について見解を発表した。新 3 要件とは、①我が国に対する武力攻撃の発生（武力攻撃事態）又は密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、国民の生命・自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が存在（存立危機事態）、②排除のための他の手段なし、③必要最小限度の実力行使のこと。即ち、それまで「日本への攻撃」（武力攻撃事態）としていた「必要最小限度」の基準を「日本と密接な関係にある他国」まで拡張したということ。政府は具体例として、朝鮮半島有事で弾道ミサイル防衛や邦人輸送にあたる米艦が攻撃された際の防護や、ホルムズ海峡（日本の石油タンカー等が多数通航）における機雷掃海を挙げていた。ただし、ホルムズ海峡事例については、2015 年 9 月 14 日の参議院平和安全法制特別委での山口那津男委員の質問に対して安倍晋三総理は「今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではない」として、最終的にはこれを否定している。

時の安倍内閣は、「芦田修正論」を採用せず、あくまで、これまでの政府解釈を踏襲した「必要最小限度論」の基準を少し押し広げ、存立危機事態にまで拡張したに過ぎないとも言える。

一方、「芦田修正論」を採用したとしても、それは現在の 9 条 2 項の枠内での議論に過ぎない。「芦田修正論」は、今の政府解釈たる「必要最小限度論」に対するアンチテーゼとしての存在に過ぎず、9 条 2 項を維持する限り、自衛隊が「戦力」に該当するか否かという不毛な議論が永続することに加えて、今度は「前項の目的とは何を指すのか」という論争が続くことも予想される³³。

したがって、日本維新の会は、必要最小限度論を脱却し、芦田修正論をも脱却することで、我が国の最高法規たる憲法の改正を通じて安全保障政策の法的安定性を向上すると同時に、21 世紀の国防構想に資する法的基盤を整備する。

憲法 9 条 2 項は、国連憲章でいうところの旧敵国条項（第 53 条及び第 107 条）と同様に、我が国の軍事的復活を阻止するための条項である。既に時代遅れとなった旧敵国条項自体は、1995 年時点で、国連総会において国連憲章の次期改正時に削除することが決定されている³⁴。

我が国が集団的自衛権行使を全面的に行使可能とするためには、同様に、既に時代遅れとなった憲法 9 条 2 項の削除が不可欠であり、現下の国際情勢に鑑み、早急に実現を図るべき課題である。

³³ 千々和泰明（2022 年）．『戦後日本の安全保障 ― 日米同盟、憲法 9 条から NSC まで』．中央公論新社．

³⁴ 1994 年 12 月、国連総会は、憲章特別委員会に対し「旧敵国条項」削除の検討を要請する決議を採択。翌 1995 年 12 月 11 日、第 50 回総会における憲章特別委員会の検討結果を踏まえ、最も至近の適当な会期に、削除へ向けての憲章改正手続を開始する意図を表明する総会決議（A/50/52）が採択された。

第2節 憲法 9 条改正と国防条項の充実

全面的な集団的自衛権行使には、①国家固有の権利である自衛権に関する課題、②軍事における作用法上の課題、③軍事における組織法上の課題の 3 点を念頭に、政策を構想せねばならない。そのような観点から、以下の 5 点に関する憲法改正を行う。

(1) 憲法 9 条 2 項削除による集団的自衛権行使の全面容認

憲法 9 条 2 項を削除し、集団的自衛権行使を全面的に容認する。

それに伴い、我が国の防衛の基本方針は、「専守防衛」³⁵から、「積極防衛」に転換する。

その理由として、「専守防衛」とは、憲法 9 条 2 項の精神に則ったものと想定され、態様も防衛力も「必要最小限」と規定されており、憲法 9 条の下で許容される「武力の行使」は、「他国を防衛すること自体を目的とするものではない」としているからである。要するに、集団的自衛権行使の全面容認に加え、日米同盟における相互防衛義務の理念にはそぐわないからである。

そもそも「専守防衛」とは、現行の「憲法の精神」に基づくとする政府見解に過ぎず、法律ですらないことに留意しなければならない。したがって、リアリズムの視座に基づき、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に伴い、我が国の防衛の基本方針は柔軟に転換すべきである。

集団的自衛権行使の全面容認によって、我が国の存立危機に加え、同盟国の存立危機に対しても、自衛権行使が可能となる。即ち、同盟国と共に世界のどこでも戦うのではなく、我が国と運命を共同する同盟国の存立危機に対して「必要不可欠な防衛力行使」を能動的に行うという考え方が肝要だ。

³⁵ 参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問に対する答弁書：

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、**憲法の精神**にのっとった**受動的な防衛戦略の姿勢**をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）においても、憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、あくまでも、同閣議決定で告示した「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であり、また、**他国を防衛すること自体を目的とするものではない**。このように、「専守防衛」は、引き続き、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、政府として、我が国の防衛の基本的な方針である「専守防衛」を維持することには変わりはない。

その場合、我が国、インド太平洋地域及び国際社会全体の平和と安全の基盤となる秩序及び価値を守るため、国際協調による「積極防衛」(Active Defense)を我が国防衛の基本方針とするということも一案である³⁶。「積極防衛」の考え方は、サイバーや宇宙等の新領域における防衛の実状にも合致する。実際、サイバー領域においては、2025年にサイバー対処能力強化法及び同整備法が制定され、既に「能動的サイバー防御」(Active Cyber Defense)が導入されている。

このように、憲法9条2項削除に伴い、憲法9条2項に則った概念と考えられる「専守防衛」概念は当然取り払われるべきものである。それに伴い、我が国防衛の新たな基本方針として、必要不可欠な防衛力を能動的に行使する「積極防衛」に転換することが考えられる。

³⁶ 尾上定正(2022)。「令和の『敵基地攻撃能力』を考える」、『安全保障を考える』802号。

(2) 自衛権の明記

国際法の原則に則り、我が国が、国家固有の権利たる自衛権（個別的自衛権及び集団的自衛権）を有することを憲法に明記する。尚、我が国が批准した国連憲章、日米安全保障条約、日ソ共同宣言には、我が国が集団的自衛権を有することが明記されている³⁷。

(3) 国防軍及び軍人の地位の明記

「国防軍」を保持することを憲法に明記した上で、国防軍を構成する軍人の地位を法律で定めることについても憲法に明記する³⁸。

一般的に、「軍」又は「軍隊」とは、国家の実力組織のうち、外敵からの防衛を主要任務とする組織をいう³⁹。国際法上、軍の要件を定める定説はない。しかし、外敵からの防衛を主要任務とする組織という点に鑑み、現在の自衛隊は国内法的には「軍」ではないが、国際的及び実質的には「軍」として認知されている。

したがって、国内の論理に拘泥したレトリックではなく、国際標準に則り、リアリズムに基づく戦力の必要性を正面から捉え、戦力としての「国防軍」を保持することとする。

単に「自衛隊」という名称を憲法に明記するだけでは、自衛隊は、我が国の平和と独立を守護するために必要十分な戦力足り得ない。

また、現在の自衛隊の「階級」及び「服制」は、軍として国際標準の呼称等に統一すること（例：陸海空幕僚長たる陸海空将は中将、その他の陸海空将は少将、陸海空将補は少将と呼称する等）が不可欠だが、本施策を実行するにあたり、憲法改正は不要である。

³⁷ 以下、国連憲章、日米安全保障条約及び日ソ共同宣言における集団的自衛権の記述：

国連憲章第 51 条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

日米安全保障条約前文「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、」

日ソ共同宣言第 3 条(b)「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。」

³⁸ 国際社会では、各国の戦力は「軍」(Armed Forces) 又は「国防軍」(Defense Forces) と呼称されることが標準である。例として、以下が挙げられる：

- ・アメリカ合衆国軍 (United States Armed Forces)
- ・イギリス軍 (British Armed Forces)
- ・カナダ軍 (Canadian Armed Forces)
- ・スイス軍 (Swiss Armed Forces)
- ・イスラエル国防軍 (Israel Defense Forces)
- ・オーストラリア国防軍 (Australian Defence Force)

³⁹ 眞邊正行編著 (2000) . 『防衛用語辞典』 . 国書刊行会.

さらに、現在の自衛隊の「職種」の呼称も、軍として国際標準の呼称等に統一すること（例：普通科を歩兵科とする等）が不可欠だが、本施策も実行するにあたり、憲法改正は不要である。

(4) 文民統制の明記

民主主義国である我が国では、政軍関係への理解、特に文民統制の理解及び制度化が必須である。したがって、内閣総理大臣を最高指揮官とすることを憲法に明記することに加え、国防軍は、法律の定めにより国会の承認等の統制に服することを明記することで、確実な文民統制の体制を確保する。

(5) 軍事裁判所の明記

「軍事法制」とは、国家の軍の建設、維持、管理及び運用等の軍事に関する法制度の総称であり、以下の３要素で構成される⁴⁰。

- ①軍を編成し維持管理する作用に関する制度たる「軍政」
- ②軍を唯一の意思に基づき指揮運用する制度たる「軍令」
- ③軍の秩序を維持し構成員に対し絶対的服従を要求する制度たる「軍事司法」

軍の民主的運用を確実にするためには、これら３要素の整備が必要である。これまで我が国では、①「軍政」及び②「軍令」については、防衛２法（防衛省設置法及び自衛隊法）を中心とする種々の防衛関連の法律の定めにより、依然十分とは言えないものの、充実が図られてきた。

一方、③「軍事司法」については、現在の自衛隊が「軍」ではないという政府解釈に基づき、整備されないまま時が流れてきた。しかし、21世紀の国防構想では、上記（３）に基づき、国際標準の考え方として「軍」を定める必要があることから、「軍事司法」についても整備を行う必要がある。

軍事司法は、軍秩序の維持に係る犯罪及び刑罰等を定める「軍刑法」並びに軍人の刑事訴訟手続きに係る「軍刑事訴訟法」が必要である。特に、後者については、軍の規律維持の観点、事案処理に高度の軍事専門知識を必要とする観点及び軍事機密保持の観点等に鑑み、先進諸国において「軍事裁判所」（Court-martial）が設置されている⁴¹。

⁴⁰ 眞邊正行編著（2000）．『防衛用語辞典』．国書刊行会．

⁴¹ 軍事裁判所は、軍事法廷又は軍法会議とも言う。

したがって、軍の民主的運用を確かなものにするため、我が国においても、「軍事裁判所」を設置することを憲法で定める。その在り方については、今後検討を行う⁴²。

尚、軍事刑法については、小泉内閣時の有事法制整備において一定の立法措置が取られている（国際人道法違反処罰法）。

第2章 安定的な日米同盟の構築～日米安全保障条約改定と相互防衛義務～

第1節 相互防衛義務及び条約区域

相互防衛義務とは、第三国から武力攻撃を受けた際に、条約で結ばれた相手国が共同して自国を防衛する義務を負うことである。要するに、相互に集団的自衛権を行使することを通じ、条約で結ばれた相手国に対する攻撃を自国に対する攻撃であると見做して事態対処を行うこと、即ち集団的自衛権に基づく武力行使を行うことである。

一般的に、軍事同盟は、その条約の地理的適用範囲として「条約区域」を明確に定めている。例えば、日米安全保障条約第5条⁴³は、「日本国の施政下の領域」のみを条約区域として定めている。これは、敗戦国となった我が国を米国が守るという形そのものである。また、当時、米国には我が国の軍事力復活に対する警戒心もあった。

その上で、同条約は、極東を在日米軍基地の「使用区域」として定める第6条（極東条項）⁴⁴が存在していることが珍しい形式である。具体的には、米軍が、在日米軍基

⁴² 軍事裁判所の設置については、特別裁判所の設置を禁止する憲法第76条第2項及び最高裁判所を終審裁判所とする第81条の定めに従い、上告審を最高裁判所とする第一審及び控訴審を担う軍事裁判所を法律で定めることを憲法に明記する案や、軍事機密保持の観点を重視して特別裁判所とする案など、多様な選択肢があり得る。

⁴³ 日米安全保障条約第5条

各締約国は、**日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め**、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

⁴⁴ 日米安全保障条約第6条（極東条項）

日本国の安全に寄与し、並びに**極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため**、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において**施設及び区域を使用することを許される**。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

地を使用して、我が国周辺の極東地域（旧日本領の朝鮮半島及び台湾島並びに旧米国領のフィリピン）の平和と安全を守るという、特徴的な形式となっている。これは、日米同盟が、米韓同盟、米華同盟（米中国交正常化に伴い失効し、現在は米国の台湾関係法が規定）、米比同盟を裏から支える仕組みとなっていることを意味する。

21 世紀の新たな同盟構想の一環として、我が国は、憲法 9 条 2 項削除による集団的自衛権行使の全面容認を行った上で、日米安全保障条約を改定し、将来にわたる日米同盟の安定性向上を目的とした相互防衛義務を設定すべきである。相互防衛義務の設定により、「非対称的双務性」を解消して「対称的双務性」へと移行し、同盟の安定性を確保することは、21 世紀における極東の戦略的安定に貢献する。

第2節 米国の同盟における相互防衛義務及び条約区域

(1) 北大西洋条約機構（NATO）の相互防衛義務及び条約区域

北大西洋条約第 5 条⁴⁵は NATO の集団防衛体制を規定しており、北大西洋条約第 6 条⁴⁶は、欧州及び北米の締約国の領域を当該集団防衛体制の条約区域として定めている。

(2) 米韓同盟の相互防衛義務及び条約区域

米韓相互防衛条約第 3 条⁴⁷は、米国及び大韓民国の太平洋地域における領域を条約区域として定めている。即ち、ハワイ以西の西太平洋地域の米国領域及び大韓民国の領域における相互防衛義務を定めている。

⁴⁵ 北大西洋条約第 5 条

締約国は、**ヨーロッパ又は北アメリカにおける 1 又は 2 以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなす**ことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第 51 条の規定によって認められている**個別的又は集団的自衛権を行使**して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む。）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その**攻撃を受けた締約国を援助**することに同意する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

⁴⁶ 北大西洋条約第 6 条

第 5 条の規定の適用上、1 又は 2 以上の締約国に対する武力攻撃とは、次のものに対する武力攻撃を含むものとみなす。

- (i) ヨーロッパ若しくは北アメリカにおけるいずれかの締約国の領域、フランス領アルジェリアの諸県、トルコの領土又は北回歸線以北の北大西洋地域におけるいずれかの締約国の管轄下にある島
- (ii) いずれかの締約国の軍隊、船舶又は航空機で、前記の地域、いずれかの締約国の占領軍が条約の効力発生の日に駐屯していたヨーロッパの他の地域、地中海若しくは北回歸線以北の北大西洋地域又はそれらの上空にあるもの

⁴⁷ 米韓相互防衛条約第 3 条

(3) 米華同盟の相互防衛義務及び条約区域

1954年に締結された「米華相互防衛条約」は、1972年のニクソンショック（米国ニクソン大統領の中国訪問）に続く1979年の米中国交樹立によって失効した。しかし、米国は、1979年4月に事実上の同盟の継続とも言える「台湾関係法」を制定した。いずれにしても、米華相互防衛条約は、極東地域における相互防衛義務を検討するにあたり有用である。

米華相互防衛条約第5条⁴⁸及び第6条⁴⁹は、米国及び中華民国の西太平洋地域における領域を条約区域として定めている。具体的には、台湾及び澎湖諸島並びにハワイ以西の米国の領域における相互防衛義務を定めている。

以上の米華相互防衛条約の趣旨は、台湾関係法第2条1項a号⁵⁰及び2項d号⁵¹に引き継がれている。

各締約国は、現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に適法に置かれることになったものと今後認める領域における、いずれかの締約国に対する**太平洋地域における武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め**、自国の憲法上の手続に従って**共通の危険に対処**するように行動することを宣言する。

⁴⁸ 米華相互防衛条約第5条

各締約国は、**西太平洋地域においていずれか一方の領域に対して行なわれる武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め**、自国の憲法上の手続に従って**共通の危険に対処**するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

⁴⁹ 米華相互防衛条約第6条

第2条及び第5条の規定の適用上、「領土」及び「領域」とは、中華民国については、**台湾及び澎湖諸島**をいい、アメリカ合衆国については、その管轄権の下にある**西太平洋の諸島**をいう。第2条及び第5条の規定は、相互の合意によって決定されるその他の領域についても適用される。

⁵⁰ 台湾関係法第2条第1項a号

（大統領が、1979年1月1日以前に中華民国として合衆国により承認されていた台湾の統治当局と合衆国との政府関係を停止したことに伴い、議会は以下のためにこの法律の実施を必要と考える。）**西太平洋における平和、安全および安定の確保**に協力する。

⁵¹ 台湾関係法第2条第2項d号

平和手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、**西太平洋地域の平和と安全**に対する脅威であり、合衆国の重大関心事と考える。

(4) 米比同盟の相互防衛義務及び条約区域

米比相互防衛条約第4条⁵²及び第5条⁵³は、米比両国の太平洋地域における領域を条約区域として定めている。即ち、ハワイ以西の西太平洋地域の米国の領域及びフィリピンの領域における相互防衛義務を定めている。

(5) ANZUS 同盟の相互防衛義務及び条約区域

ANZUS 条約第4条⁵⁴及び第5条⁵⁵は、米国、豪州及びニュージーランドの太平洋地域における領域を条約区域として定めている。即ち、ハワイ以西の西太平洋地域の米国、豪州及びニュージーランドの領域における相互防衛義務を定めている。

⁵² 米比相互防衛条約第4条

各締約国は、**太平洋地域におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、**自国の憲法上の手続に従って**共通の危険に対処**するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

⁵³ 米比相互防衛条約第5条

第4条の規定の適用上、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃は、いずれか一方の締約国の本国領域又は太平洋地域にある同国の管轄下にある島又は太平洋地域における同国の軍隊、公船若しくは航空機に対する武力攻撃を含むものとみなされる。

⁵⁴ ANZUS 条約第4条

各締約国は、**太平洋地域におけるいずれかの締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、**自国の憲法上の手続に従って**共通の危険に対処**するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときには、終止しなければならない。

⁵⁵ ANZUS 条約第5条

第4条の規定の適用上、いずれかの締約国に対する武力攻撃は、いずれかの締約国の本国領域、又は太平洋にある同国の管轄下にある諸島又は太平洋における同国の軍隊、公船若しくは航空機に対する武力攻撃を含むものとみなされる。

第3節 21 世紀の日米同盟

(1) 相互防衛義務及び条約区域

米国が4つの海を防衛してきた「ハブ・アンド・スポークス」の同盟網は、ハワイ以西の西太平洋地域の米国の領域及び同盟相手国の領域を対象としている。

したがって、憲法9条2項削除による集団的自衛権行使の全面容認後に、日米安全保障条約を改定し相互防衛義務を定める際には、我が国及び米国が検討すべき条約区域は、**我が国の領域及びハワイ以西の西太平洋地域の米国の領域**とすることが一案である。

日米同盟の条約区域を我が国の領域の外に拡張する試みは、1950年代にも行われた経緯がある。日米同盟の歴史は、条約締結時に明確にできなかった相互防衛義務の獲得及び条約区域の拡張が常に論点となる歴史であった⁵⁶。

まず、大東亜戦争後の米国による対日講和議論の中で、国務省は、日米豪比NZ加の6ヶ国からなる「太平洋協定」(Pacific Pact)と呼ぶ地域的集団安全保障体制及び集団防衛体制を両立する体制を構想していた⁵⁷。これは、地域的集団安全保障体制によって日本の軍事的復活の懸念を打ち消すと同時に、集団防衛体制によって域外からの脅威に共同で対処するという方式である。同構想は、ダグラス・マッカーサー元帥により却下された。しかし、朝鮮戦争勃発に伴う日本再軍備の必要性にかられ、ジョン・フォスター・ダレス国務長官顧問(対日講和問題担当)及び国務省は、再度、インドネシアも追加する形で「太平洋協定」構想を検討した⁵⁸。しかし、ダレスは、英国の反対等により、本構想について我が国との交渉で持ち出すことはなかった。結果、「太平洋協定」構想の頓挫の代替として、個別の日米同盟、米比同盟、ANZUS同盟へと繋がった。

また、旧・日米安全保障条約の改定議論の中で、1954年に成立した鳩山一郎政権の重光葵外務大臣は、1955年に渡米してダレス米国務長官と会談。不平等条約たる旧・日米安全保障条約を改定し、①**相互防衛条約**とすること、②条約区域を**西太平洋地域**とすること、について提案している⁵⁹。しかし、ダレス国務長官は、それら提案を実行するためには、適切な軍事力が必要なこ

⁵⁶ 坂元一哉(2012年)、『日米同盟の難問－「還暦」をむかえた安保条約』、PHP。

⁵⁷ 坂元一哉(2020年)、『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索〔増補版〕』、有斐閣。

⁵⁸ 同上

⁵⁹ 同上

と（当時の我が国には適切な軍事力がないこと）、米国領土が攻撃された際に我が国が海外派兵を行うことができる十分な法的枠組みが必要なこと、憲法 9 条改正が必要なことを理由として、不備を指摘している⁶⁰。

さらに、1958 年から 1960 年までに行われた日米安全保障条約改定議論の際、駐日米国大使ダグラス・マッカーサー 2 世は、条約区域を「**西太平洋地域**」（**日本本土並びに米国施政下の沖縄及び小笠原諸島。「日本区域」ともいう。**）⁶¹とする相互防衛を基調とした新安保条約草案をダレス国務長官に提出している⁶²。一方、米国務省は、既存の米韓同盟、米比同盟及び ANZUS 同盟に倣い、「**太平洋**」（**日本施政下の領域及び太平洋における米国施政下の領域。グアム及びハワイ等が含まれる。**）が適切であるとした⁶³。しかし、1954 年時点で、日本政府は憲法解釈として「集団的自衛権違憲論」を採用していたこと等の理由により、我が国が米国の提案を受け入れることは困難であり、最終的に現在の新・日米安全保障条約第 5 条の定める「**日本国の施政の下にある領域**」（the territories under the administration of Japan）となった。

⁶⁰ 同上

⁶¹ 1955 年に重光葵外務大臣が提案した「西太平洋地域」と、日米安全保障条約改定議論の際の「西太平洋地域」は、領域が異なる。後者は、「日本区域」（日本本土並びに米国施政下の沖縄及び小笠原諸島。）のことであるが、前者はグアムが含まれることを想定して使用されており広い概念である。したがって、前者の「西太平洋地域」は、日米安全保障条約改定議論の際の「太平洋地域」とほぼ同義である。

⁶² 坂元一哉（2020 年）．『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索〔増補版〕』．有斐閣．

⁶³ 同上

(2) 日米地位協定

21 世紀の新たな同盟構想として、前述のとおり、将来にわたる日米同盟の安定性向上を目的とした相互防衛義務を設定する。

日米安全保障条約を改定して相互防衛義務を規定すれば、同条約第 6 条に基づく下位規定である日米地位協定も相互的で対等なものとなり、米国領域内で活動する我が国国防軍にも、在日米軍と同じ権利が与えられなくてはならない。

日米地位協定の運用及び施設・区域の在り方については、日米合同委員会の各種合意議事録を含め、日米双方の信頼関係に基づき、詳細な検討が必要である^{64, 65, 66}。

⁶⁴ 米国占領時代の残滓としての基地負担の軽減を目的とした在日米軍基地の課題として、例えば管理権の問題が挙げられる。在日米軍基地の負担軽減は、現在の日米同盟、特に在日米軍による抑止力の維持確保を確実なものとするを前提とした上で、自衛隊との基地の共同使用等の施策を講じることが一案である。具体的には、日米地位協定第 2 条第 1 項(a)、第 4 項(a)及び第 4 項(b)に基づく専用施設、共同使用（米軍管理権）及び共同使用（日本管理権）について、専用施設及び共同使用（米軍管理権）を共同使用（日本管理権）へと移行する等、可能な限り自衛隊による管理に移行することが一案である。その場合、基地の防衛は自衛隊が担うことにより、在日米軍の負担軽減にもつながる。

⁶⁵ 横田空域及び岩国空域の返還は、米軍の軍事的合理性を担保しながら行う必要があるが、我が国にとっては主権の問題である。これら空域に関する在日米軍との調整は、日米合同委員会「航空交通管制に関する合意」（1975 年）等が定めている。

⁶⁶ 電波の使用に関する在日米軍との調整は、日米合同委員会合意「周波数の分配及び妨害除去」（1952 年）等が定めている。

第3章 海洋国家連合と四海同盟（日米豪比同盟）

第1節 海洋国家連合

前述のとおり、昨今の複雑化した安全保障環境下では、我が国は、自国の安全を自国のみでは守れず、それは他国も同様である。極東の戦略的安定を図るためには、国益を同じくする同志国間の相互の支援が必要だ。

実際、我が国は、豪州、フィリピン及び英国との円滑化協定（RAA）を締結し、これら海洋国家との防衛協力を深化させており、「準同盟」とも言われる状況となっている。

また、上記以外にも、東シナ海、南シナ海、太平洋及びインド洋という4つの海にわたる国際安全保障環境を念頭に置いた同志国連携（Minilateral）が、重層的に拡大及び深化している。例えば、日米豪印4ヶ国の安全保障協力「QUAD」（Quadrilateral Security Dialogue／日米豪印戦略対話）、豪英米3ヶ国の安全保障パートナーシップ「AUKUS」のPillar II（先進能力に関する技術協力）への我が国の参画⁶⁷、日英伊3ヶ国による次世代戦闘機共同開発（Global Combat Air Programme（GCAP）／グローバル戦闘航空プログラム）、日米比・日米豪・日米韓・日仏・日韓豪NZ（IP4）⁶⁸の安全保障協力の進展等が挙げられる。

これらの取り組みにより、いわば「海洋国家連合」を形成していると形容できる。

米国を核とする「ハブ・アンド・スポークス」型の軍事同盟によって秩序を維持してきた時代は、転換期を迎えているのである。

我が国の国防構想は、①自主防衛（我が国の防衛体制）、②日米同盟（集団防衛）、③地域の安全保障協力（同志国連携）、④国連集団安全保障体制の4層構造から成立しており、「海洋国家連合」の形成は、③の充実化である。

⁶⁷豪英米3ヶ国は、インド太平洋地域的外交、安全保障及び防衛協力を深化するため、3ヶ国間安全保障パートナーシップ「AUKUS（オーカス）」を設立（2021年9月）。AUKUSの取組は、①豪州の通常兵器搭載原子力潜水艦取得への支援（Pillar I）、②先進能力に関する技術協力（Pillar II）の2つ。②は、サイバー、人工知能、量子技術及び海中能力等の技術領域を対象としている。2024年9月のAUKUS共同声明は、日本が「Pillar II」に参画し、海洋無人機システムの分野の協力を行うことを発表。

⁶⁸インド太平洋地域のパートナーである日韓豪NZの4ヶ国を合わせて「IP4」（Indo-Pacific 4）と呼ぶ。インド太平洋地域と欧州の安全保障が密接不可分になっている状況を踏まえ、IP4とNATOとの安全保障協力が進められている。

これら同志国連携の取り組みは、重層的である分、実際の連携の深度は様々である。したがって、21 世紀の同盟構想の方向性の一つは、「海洋国家連合」とも言える同志国連携を同盟の水準まで引き上げていくことであろう。

第2節 四海同盟（日米豪比同盟）

4 つの海の戦略環境を見据えた「海洋国家連合」の中で中核となるのは、日米同盟に加え、同地域に所在する国家の中で「準同盟」の水準まで連携が高まっている豪州及びフィリピンである。

前述のとおり、「軍事同盟」と「軍事同盟未満」の違いは、有事における事態対処協力が制度化されているか否かという点にある。したがって、我が国との防衛協力が深化しているこれらの国々とは、自衛隊及び各国軍との間で共同演習を行ってはいるものの、実際の有事における事態対処協力については、あくまで非公式な認識に留まっていると言える。

したがって、今後は、非公式な認識に留まっている有事における事態対処協力を公式な制度として構築し、更なる連結性の向上が必要である。

具体的には、21 世紀における新たな同盟構想として、中国の軍事的拡張及び海洋進出を念頭に、東シナ海、南シナ海、太平洋及びインド洋という四海を望み、価値観を同じくする日米豪比の海洋国家 4 ヶ国による「四海同盟」（4 ヶ国軍事同盟の仮称）を締結することが一案である。

その場合、本同盟の条約区域は西太平洋地域とし、相互防衛義務を有する集団防衛体制とすることが肝要である。

結果、4 つの海にわたる 21 世紀の勢力均衡（バランス・オブ・パワー）を確実なものとし、国際秩序の安定を図ることに寄与する。4 つの海に面する諸国の中国に対する迎合（バンドワゴン）を抑制する効果も期待できるだろう。

海洋国家同士の同盟にとり、相互の領域に加え、公海及びその上空における防衛協力が重要である。憲法 9 条 2 項削除による集団的自衛権行使の全面容認及びそれに伴う法的基盤を整備することは、海洋国家同士の同盟を促進する上で大きな意味を持つ。

4 つの海の地域国家ではないが、「準同盟」の水準まで連携が高まっている国として、英国がある。海洋国家たる英国との協力関係を同盟のレベルまで引き上げることも、同様に重要である。

英国は、大陸国家たるロシア帝国による外洋への拡張に対抗し、極東における勢力均衡を維持する目的で、近代日本初の軍事同盟として日英同盟（1902-1923）を締結していた。当時、英国は世界的海洋覇権国であり、我が国は極東の新興海洋国家であった。典型的な海洋国家同盟である。当時の英国が、「名誉の孤立」から政策を転換し、日英同盟を締結した最たる理由は、極東における海軍の軍事バランスの均衡を保つためである⁶⁹。ロシア帝国が極東における海軍力を向上させていることに鑑み、日本の海軍力に期待したのである。また、我が国はロシア帝国の南下政策の対抗として、英国は義和団事件以来満州から撤退しないロシア帝国から英国の権益を守るためであったとも言える。

歴史上、我が国は3つの軍事同盟を締結してきた。①日英同盟（1902-1923）、②日独伊三国同盟（1940-1945）、③日米同盟（1952-）であり、①と③が海洋国家同盟にあたる。

日英同盟は、第一次同盟（1902年）から日露戦争を経て、条約区域が拡大した第二次（1905年）、第三次（1911年）と更新され、本同盟に基づき我が国が第一次世界大戦に参戦するなど、20年間にわたり継続された同盟関係であった。その後、パリ講和会議での五大国（日英米仏伊）の利害対立、国際連盟規約起草における日本提案の人種差別撤廃条項の否決等の事案を経て、ワシントン海軍軍縮会議において、日英米仏4ヶ国の太平洋島嶼部における相互の権益維持を定めた「四カ国条約」⁷⁰が締結された（1921年）。結果、1923年の四カ国条約発効に伴い、日英同盟は破棄された。

日英同盟という強力な軍事同盟を解消し、他国による武力攻撃を受けた際に「共同」でとるべき措置については締約国同士で単に「交渉」して決めるとした四カ国条約⁷¹を締結したことは、我が国外交の致命的な誤りであった。戦略家のヘンリー・キッシンジャーは、「この条約は条約をつくったということだけに意味があった。それが遵守されなくても、いかなる結果ももたらさなかった」と述べ、酷評している⁷²。

21世紀における新たな同盟構想を行う際には、日英同盟から四カ国条約に至る日本外交の蹉跌を踏んではならない。

⁶⁹ 岡崎久彦（1983）．『戦略的思考とは何か』．中公新書．

⁷⁰ 正式名称：太平洋方面に於ける島嶼たる属地及島嶼たる領地に関する四国条約並同条約追加協定

⁷¹ 四カ国条約第2条

前記ノ權利カ別國ノ侵略的行爲ニ依リ脅威セラルルニ於テハ締約國ハ右特殊事態ノ急ニ應スル爲共同ニ又ハ各別ニ執ルヘキ最有效ナル措置ニ關シ了解ヲ遂ケムカ爲充分ニ且隔意ナク互ニ交渉スヘシ

⁷² ヘンリー・A・キッシンジャー（1996）．『外交＜上巻＞』．日本経済新聞社．

第3部 おわりに

本年は、戦後 80 年。1952 年の主権回復から、73 年。サンフランシスコ講和条約の発効による独立の回復が目前に迫った時期、昭和天皇は、以下のとおり、憲法改正及び軍備に度々言及されていたという⁷³。

憲法について（1952 年 2 月 11 日）

「私は憲法改正に便乗して外のいろ／＼の事が出ると思つて否定的に考へてたが、今となつては、他の改正は一切ふれずに、軍備の点だけ公明正大に堂々と改正してやつた方がいゝ様に思ふ」

軍備について（1952 年 3 月 11 日）

「世の中は勿論、警察も医者も病院もない世の中が理想的だが、病気がある以上は医者は必要だし、乱暴者がある以上警察も必要だ。侵略者のない世の中になれば武備は入らぬが侵略者が人間社会にある以上、軍隊は不得已〔やむをえず〕必要だといふ事は残念ながら道理がある。それ故、正直にいへば、正当な武備と文化の並行、両にまつといふ事だが、今それがいへぬから困る」

リアリズムの視座に基づくお言葉である。

我が国日本は、「自立した国家」として、自らの足で立って日米同盟を支え、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。そのための 21 世紀の国防構想及び憲法改正を具現化せねばならない。

国際社会の現実、に、覚醒すべき時である。

以上

⁷³ 田島道治（2022）．『昭和天皇拝謁記 初代宮内庁長官田島道治の記録 第3巻 昭和26年11月～27年6月』．岩波書店